

2 地方公共団体等に対する支援・連携強化

勸告	説明図表番号
<p>(1) 地方公共団体における無料職業紹介事業等に対する支援及び連携</p> <p>【制度の概要】</p> <p>国及び地方公共団体は、対策法第 31 条により、「国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする」とされている。</p> <p>また、紹介要領では、安定法第 33 条の 4 により自ら無料職業紹介を行う地方公共団体に対して、当該地域の労働力の円滑な需給調整を図る観点から、情報・意見交換の場の設定、求人者が安定所外に提供することに同意している求人情報の提供、各種事業・イベントの共催などの連携を図ることとされている。</p> <p>このうち、求人情報の提供について、厚生労働省は、「職業紹介に係る市町村等に対する支援・協力等について」(平成 20 年 8 月 12 日付け職首発第 0812001 号職業安定局首席職業指導官通達。以下「支援・協力通達」という。)に基づき、無料職業紹介事業を行う地方公共団体やその委託を受けて就業支援事業(注 1)を実施する社会福祉協議会等(以下これらを「無料職業紹介事業実施団体」という。)に対しては、その要望に応じ、従来の「求人情報一覧表」等のほか、求人者の同意を得て、ハローワーク・インターネットサービスにおいて公共職業安定所の求職者以外にも公開されている求人情報を電子媒体に格納したものを提供することとしている。</p> <p>(注 1) 一般的に、就職に向けた支援が必要な者を対象とした、就労相談、講座・セミナー(履歴書の書き方や面接対策、ビジネスマナー、PC スキルを中心とした研修等)や各種イベントの開催等がある。</p> <p>また、支援・協力通達では、電子媒体による求人情報の利用に際しての留意事項として、無料職業紹介事業実施団体は、電子媒体による求人情報を利用して職業紹介を実施しようとするときは、あらかじめ、自ら求人者に連絡を取り、求人を受理しなければならないとされている。</p> <p>安定所の無料職業紹介業務については、地域主権戦略大綱(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)に基づく事務・事業の自己仕分けの結果、引き続き国が実施することが適切であるとした上で、①国と地方公共団体との協働を推進する体制を検討すること、②全国ネットワークの職業紹介の上乗せ事業の地方公共団体への委託等や求人情報の地方公共団体への開放を検討することとされている。</p> <p>さらに、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成 22</p>	<p>図表Ⅱ-2-(1)-①</p>

年 12 月 28 日閣議決定)において、「利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から(略)国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。」とされており、国の求人情報等の地方公共団体への提供等、具体的な制度の内容については、地方公共団体の実情に応じて、国と地方公共団体が協議して設計すること、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとされている。

【調査結果】

調査対象とした41地方公共団体(10都道府県、31市区町)及び調査対象安定所(31安定所)において、平成21年度における地方公共団体の無料職業紹介事業及び就業支援事業の実施状況、当該安定所管内の地方公共団体に対する情報提供等の支援・連携の実施状況を調査したところ、大半において何らかの支援等が行われているが、中には、次のとおり、無料職業紹介事業実施団体に対する情報提供が不十分な例や提供された求人情報を基にした職業紹介手続に改善を図る余地がみられた。

ア 地方公共団体における無料職業紹介事業の実施状況

調査対象とした41地方公共団体のうち、無料職業紹介事業(安定法第33条の4第1項に基づくもののほか、地方公共団体が民間職業紹介事業者に委託して実施しているものを含む。以下この項目(1)において同じ。)を実施しているのは15団体(8都道府県、7市町)となっている。

(無料職業紹介事業の実施理由)

無料職業紹介事業を実施する理由としては、①「ハローワーク又はその庁舎外窓口が廃止されたため(サービスを維持するため)」が3団体(南三陸町、川越市、福岡市)、②「ハローワークのサービスでは不十分なため」が3団体(三鷹市、大阪府、大阪市)などとなっている。

なお、無料職業紹介事業を実施している15団体の中には、駅前に設置されていたハローワークプラザ(安定所の庁舎外窓口の一つ)の廃止に伴い、ハローワークと同等のサービスを受けることができる「ふるさとハローワーク(市町村連携型)」の設置を検討したものの、同一市内に安定所が存在する場合の設置基準に合わないとして、設置を断念し、やむを得ず地方公共団体自らが無料職業紹介事業を実施したという例もみられた。(川越市)

図表Ⅱ-2-(1)-②

(無料職業紹介事業の実績、特徴)

無料職業紹介事業実施団体 15 団体の 27 事業の職業紹介実績をみると、取扱件数は同一地域を管轄する安定所には及ばないものの、中には、農業等の特定の職業分野において、就職率等に関し一定の成果を上げているものがある。これらの団体では、次のとおり、労働局及び安定所の協力があれば、より効果的に職業紹介を実施することが可能であるとしている。

図表Ⅱ-2-(1)-③

- ① 紹介対象となる求職者が在籍する大阪農業大学校では、学生が2年間の履修期間を通じて農業実習及び学科を履修等することで、農業に関する専門性を身に付けられる。しかし、農業関係の求人は数が少ないため、安定所から提供を受けることができれば効率的な紹介が可能である。(大阪府環境農林水産総合研究所農業無料職業紹介所)
- ② 職業紹介従事者及び教職員は農業関係の専門家でもあるため、就労を希望する学生の指導を行う一方で、農業関連事業所等に対して指導や助言を行っているなどつながりが強い。これら事業所に就職する学生の指導も行っている。そのため、両者の実情に精通しており、両者を結び付けやすくなっている。一方、農業関連業種以外については、求人情報が少なく、学生の求職に対応するためどのように対処したらよいか課題となっている。(宮城県農業大学校無料職業紹介所)

(無料職業紹介事業の未実施理由、実施する上でのあい路)

調査対象とした 41 地方公共団体のうち、無料職業紹介事業を実施していない 26 団体における未実施理由を調査したところ、最も多かったのが「管内に安定所やふるさとハローワークが設置されており、実施する必要性がない」(21 団体)とする理由であった。その他の理由としては、「予算、人員が確保できないため」(7 団体)、「職業紹介に係るノウハウがない」(6 団体)、「求人確保が困難」(3 団体)、「全国ネットワークによるサービスが困難」(2 団体)などとなっている。

また、無料職業紹介事業を実施している 15 団体の中には、試行雇用奨励金の適用範囲を安定所による職業紹介案件のみならず地方公共団体が行うものにも拡大されれば求人・求職者の利便向上や増加につながるものがあるが4 団体(宮城県、南三陸町、埼玉県、福岡県)みられ、こうした制度上の制約(注2)も地方公共団体が無料職業紹介事業を実施する上でのあい路になっていることが考えられる。

(注2) 各種助成金のうち、高齢者や障がい者等の就職困難者等を雇い入れた求人者に

支給される「特定求職者雇用開発助成金」は、安定所の紹介だけでなく、適正な運用を期すことのできる有料又は無料の職業紹介事業者による紹介であっても支給される。しかし、「試行雇用奨励金」は、安定所による紹介が受給要件となっているため、地方公共団体が実施する無料職業紹介による紹介では、求人者に対して同奨励金が支給されない。

イ 地方公共団体における就業支援事業の実施状況

調査対象とした 41 地方公共団体全てにおいて、地方公共団体単独又は労働局及び安定所と連携の上で、何らかの就業支援事業（ふるさとハローワーク事業を除く。）を実施している。（41 団体 324 事業）

調査対象とした 324 就業支援事業を事業内容別にみると、セミナーや講演会（85 事業）、相談・カウンセリング（79 事業）が多く実施されているほか、面接会（43 事業）などが開催されている。

図表Ⅱ-2-(1)-④

ウ 地方公共団体に対する労働局及び安定所の支援・協力

これら就業支援事業 324 事業に対する労働局及び安定所の支援・協力状況をみると、労働局及び安定所から、i) 何らかの支援・協力があるとしているものは 39 団体 257 事業、ii) 支援・協力が無いとしているものは 12 団体 17 事業、iii) 支援・協力は不要としているものは 16 団体 43 事業となっている。

このうち、労働局及び安定所から何らかの支援・協力があるとしている 39 団体 257 事業について、支援・協力の内容を調査したところ、次表のとおり、周知・広報を中心として各種の連携が図られている。

図表Ⅱ-2-(1)-④
(再掲)

表 支援・協力の内容

内容	該当事業延べ数（構成率）
安定所等における就業支援事業の周知・広報（地方公共団体が実施する就業支援事業に関する資料・ポスター等を安定所内に掲示）	68事業（26.5%）
求人情報の提供	33事業（12.8%）
安定所職員等のセミナー等への派遣	28事業（10.9%）
安定所職員等による職業相談・職業紹介	26事業（10.1%）

（労働局及び安定所からの支援・協力の必要性）

一方、労働局及び安定所からの支援・協力が無いとしている 12 団体 17 事業においても、次のとおり、情報提供の充実等に関する支援・協力が必要であるとしているものが 8 団体 8 事業みられ、労働局及び安定所による情報提

供等に対するニーズは総じて高いものとなっている（後述エ参照）。

（情報提供の充実等を要望する意見）

- ① 市では市内に居住する季節労働者等の雇用の確保と通年雇用化を図るため、公共施設の清掃業務・冬期除雪業務を行う雇用対策救援事業を実施しているが、季節労働者の実態把握が困難である。安定所別の季節労働者数は公表されているが、市町村別業種別の季節雇用労働者数や可能であれば市内に在住する季節労働者の住所・氏名等の情報が提供できれば、市が実施する事業を通じた雇用機会の提供が可能となる。（登別市（後述エ関連））
- ② 地元企業への就職促進及び若年労働力等人材確保を図ることを目的として、新規学卒者を中心に求人活動に積極的な地元企業情報を市ホームページで公開しているが、安定所から情報提供があれば企業情報を増やすことができる。（大牟田市）
- ③ 中高年齢者に対してキャリアカウンセリング、就職支援セミナー及び就職面接会を行う「中高年就職活動支援コーナー埼玉」を運営しているが、安定所による職業紹介の支援があればワンストップでサービスを提供することができる。（埼玉県）
- ④ 県の地域巡回マッチングプログラム事業（沖縄県が実施する就業支援事業の一つ。求職者と求人企業のマッチングの機会を増やすため、県内5圏域において、福祉・介護等の求人の多い分野等を重点的に、合同企業説明会、面接会等を実施）において、安定所職員の面接会への派遣を要請しているが、開催回数が休日も含めた年間20回と多いため、派遣協力が得られていない。（沖縄県）

エ 労働市場に関するきめ細かな情報の提供

上記の無料職業紹介事業を実施している15団体の27事業について、事業取扱地域内の労働市場情勢の把握状況を聴取したところ、9団体（4県及び5市町）16事業において、労働局又は安定所が作成する資料を活用して労働市場情勢を把握しているとしている。

このように労働市場に係る情報源として労働局又は安定所からの資料やデータを挙げる地方公共団体は多く、また、無料職業紹介事業を実施していない26地方公共団体（2県及び24区市）においても、これらの資料・データを職業紹介以外の就業支援事業に活用している例がみられるなど、労働局又は安定所が作成する情報に対する地方公共団体のニーズは高いものと考えられる。

図表Ⅱ-2-(1)-②
(再掲)

しかし、これらの資料等を活用している地方公共団体の中には、次のとおり労働局又は安定所から提供される資料又はデータでは不十分とする意見がみられた。

(提供される労働市場情報の算出単位の細分化を求める意見)

- ① 気仙沼安定所から毎月、同安定所管内に係る労働市場情報の提供を受け、活用しているが、無料職業紹介所設立当時、南三陸町内の情報を提供してほしいと要望したところ、気仙沼管内から南三陸町のみ情報を抽出することはハローワークシステム上できないと言われた。現在も南三陸町の雇用失業情勢が分かる資料があれば良いと思っている。(南三陸町)
- ② 求職者数を始めとする様々な数値を把握し、市の雇用施策に反映させる必要から、札幌安定所から札幌圏(札幌安定所管内の札幌市、石狩市、当別町)に係る求職者数などの数値の提供を受けているが、安定所のハローワークシステム機能の制約から、札幌市のみ数値の提供が得られておらず、改善を望む。(札幌市)

こうした市町村単位での労働市場情報(雇用失業情勢)は、当該地方公共団体が行う職業紹介事業や就労支援事業のみならず、生活保護や公営住宅対策といった福祉行政を的確に実施する上で必要な需要予測に役立つものと考えられる。

また、全国の安定所(出張所等を含む。)545か所のうち、管轄区域が安定所所在市町村のみとなっているものは、36安定所(平成23年8月1日現在)あり、これらの関係市町村においては、管轄する安定所から提供される労働市場情報は当該市町村区域に限定した情報となっている。

一方、それ以外の509安定所に係る大多数の市町村においては、安定所等から得られる情報が南三陸町や札幌市と同様に複数の市町村分に係る情報であることから、市町村単位での情報提供に関する潜在的なニーズは高いものと考えられる。

なお、各種指標に係るデータを市町村単位で集計することについて、厚生労働省は、市町村単位でのデータ集計・提供は想定しておらず、旧システムはもとより、新しいハローワークシステムにおける「紹介自由統計」機能(注3)によっても集計できないものとなっているとしている。

(注3) 「紹介自由統計」機能：労働局や安定所の端末において、各安定所単位の各種統計指標を自由に組み合わせて集計することができる機能

(提供される労働市場情報の内容の充実を求める意見)

労働局ホームページから情報を入手しているが、障がい者の雇用状況について、i) 身体・知的等重複障がい者のデータ、ii) 障がいの種別（上肢、下肢、視覚等）の就職率、iii) 障がい者の定着率、iv) 雇用された障がい者が常用雇用になっているか、正社員かパートタイムか短期なのか、が分からないので、情報提供を望む。(福岡県)

オ 無料職業紹介事業実施団体へのきめ細かな求人情報の提供

安定所は、支援・協力通達に基づき、無料職業紹介事業を行う地方公共団体の要望がある場合には、求人者の同意を得て、ハローワーク・インターネットサービスに公開されている求人情報を電子媒体により提供することができる旨地方公共団体に周知するとともに、求人情報の効果的な提供に努めることとされている。

今回、上記の無料職業紹介事業実施団体 15 団体の 27 事業において、支援・協力通達に基づく安定所からの電子媒体による求人情報の提供状況をみると、提供を受けているものは延べ 5 団体 6 事業にとどまり、安定所以外の民間等の求人情報誌を活用しているものは延べ 7 団体 13 事業、ハローワーク・インターネットサービスを活用しているものは延べ 7 団体 10 事業となっている。

(安定所からの求人情報の提供内容の充実・拡大を求める意見)

これら無料職業紹介事業を実施している 15 団体の中には、次のとおり、提供される求人情報の充実・拡大を求める意見がみられた。

- ① ハローワーク・インターネットサービスにおいて提供(公開)されていない安定所の求人情報については、求人企業が安定所以外での公開を希望しないものであると思われるが、民間の職業紹介事業者や求人情報提供者ではなく、地方公共団体が行う無料の職業紹介事業については、提供情報の拡大が図られるような措置を望む。(川崎市、福岡市)
- ② 労働局から毎月、報道発表(紙媒体。労働局ホームページに掲載されているもの)の提供を受けており、県内の雇用失業情勢を把握するには十分であるが、数値からは求人側の採用意欲までは把握できないため、そのような求人の状況が把握できるような情報の提供を望む。(香川県)
- ③ 安定所が受理した求人の一部について情報の提供を受けているが、提供を受けた求人について職業紹介を実施する場合は、地方公共団体でも求人を受理することが必要であるとされており、市が改めて求人開拓を実施しなければならない。しかし、安定所と異なり、雇用保険の情報や自己都合退職が多い職場かどうか等の求人企業を判断するための基礎となる情報

を保有していないため、独自に開拓しても開拓求人の信頼性が不確実であり、こうした求人に係る企業の情報を安定所から提供して欲しい。(川越市)

(安定所から提供される求人情報の充足状況の情報提供)

厚生労働省は、支援・協力通達において、無料職業紹介事業実施団体が安定所から提供された求人情報を利用して職業紹介した場合、その充足結果を安定所に連絡するよう徹底を求めている。しかし、逆に、安定所から提供した求人情報について、提供後に安定所の職業紹介により充足した場合などに連絡が行われることとはなっておらず、次のとおり、求人情報の提供を受けた無料職業紹介事業実施団体が苦慮している状況がみられた。

- ① 安定所から求人情報の提供を受けているが、当該求人情報は、1週間ごとに作成されるものであるため、既に充足されている求人や取り下げられた求人も含まれている可能性もあり、安定所の紹介で充足された求人等については、何らかの形で知らせて欲しい。(南三陸町)
- ② 労働局からの県内安定所に係る求人情報の提供が1週間ごとになっているため、当該求人情報を当紹介所で紹介する段階では、既に安定所で充足し取消しとなっている場合が多い。(社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会)

カ 安定所が提供した求人情報の無料職業紹介事業実施団体における活用の促進

支援・協力通達において、無料職業紹介事業実施団体は、安定所が提供した求人情報を利用して職業紹介を実施しようとするときは、自ら求人者に連絡を取り、求人を受理しなければならないとされている。

今回、安定所の電子媒体による求人情報の提供を受けている5団体6事業について、提供された求人情報に基づく求人受理の状況を調査したところ、いずれの団体においても、地方公共団体又はその委託事業者側が改めて求人開拓をし直して求人受理を行い、職業紹介につなげている状況がみられた。この中には、安定所から求人情報の提供を受けても、直接求職者に職業紹介することができるのは、独自に開拓した求人のみであるとしているものや求人の受理に当たって、当該求人の信頼性を確認するために、安定所が有する企業情報等の情報提供を受けて活用したいとするもの(前出オの川越市意見③参照)がみられる。

このように、一度安定所が受理又は開拓した求人について、地方公共団体が同一求人に対して事業所訪問や求人内容等の確認を再度行うことについては、

図表Ⅱ-2-(1)-⑤

地方公共団体だけではなく、求人者にとっても事務負担になることも考えられるため、地方公共団体が提供された求人に基づいて職業紹介を行う場合に可能な限り、事務の効率化、負担軽減を図ることが、提供された求人情報の活用促進につながり、さらには安定所と地方公共団体との連携強化による適格紹介、求人充足の促進の観点から有用であると考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、無料職業紹介事業を実施する地方公共団体における円滑かつ効果的な職業紹介の実施により、求人者及び求職者の適格紹介を促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 無料職業紹介事業を実施する地方公共団体等の需要を踏まえ、同団体が職業紹介等を実施するに当たって必要とする労働市場に係る情報を可能な限りきめ細かく提供するように安定所を指導すること。
- ② 無料職業紹介事業を実施する地方公共団体に提供する求人情報の充実・拡大を図るとともに、提供した求人情報の充足状況等についても、情報提供先において必要に応じ、活用できるような措置を講じるよう安定所を指導すること。

図表Ⅱ-2-(1)-① 地方公共団体等における無料職業紹介事業に関する規程（抜粋）

○ 雇用対策法

（国と地方公共団体との連携）

第三十三条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

○ 職業安定法

（地方公共団体の行う無料職業紹介事業）

第三十三条の四 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附随する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

○ 一般職業紹介業務取扱要領

第5部 関係機関との連携・協力

第1～2 （略）

第3 地方公共団体との連携

国の行う職業紹介業務は、雇用保険関係業務、雇用対策関係業務、民間の労働力需給調整機関に対する指導監督業務等と密接な連携を図りながら実施されているものであるが、さらに都道府県等の地方公共団体の行う雇用対策、職業能力開発対策、企業誘致や企業振興策などの産業政策、福祉政策などとも密接に連携を図るよう努めることが必要である。このため、当該地方公共団体が地域内の労働力需給調整について有している意向を踏まえ、次により連携を図る。

1 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の連携

職業安定法第33条の4により自ら無料職業紹介を実施しようとする地方公共団体については、独立して求人・求職の受理から職業紹介、就職後の支援に至るまで、その特性を活かしたサービスを実施することを基本とし、サービスを提供する場所も独立して事業を実施するものである。

しかしながら、当該地域の労働力の円滑な需給調整を図るという観点からの協力は必要であり、例えば次のような連携を図る。

(1) 情報・意見交換の場の設定

(2) 求人者が安定所外に提供することに同意している求人情報の提供

(3) 相互に、回付することで充足の期待できる求人、就職の期待できる求職者の

情報に関し、本人の意思を確認したうえで適宜情報回付

(4) 相互に、相手方の各種施設、施策、イベント等に関する周知・広報

(5) 各種事業・イベントの共催

(6) 地方公共団体が適切に職業紹介を行うことができるようにするための研修の支援

○ 職業紹介に係る市町村等に対する支援・協力等について（平成 20 年 8 月 12 日付け職
首発第 0812001 号職業安定局首席職業指導官通達）

第 1 市町村等に対する支援・協力について

1 市町村等の無料職業紹介事業に対する支援及び協力

市町村等（市町村、特別区、都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。以下同じ。）が地域の実
情に応じて自ら無料職業紹介事業を実施する場合には、次のとおり、公共職業安定所
の求人情報の提供を始めとする支援及び協力を行うこと。

(1) 具体的な連携方法の協議等

無料職業紹介事業を行う市町村等との連携を図るため、必要に応じ、当該市町村
等との間で情報や意見の公開、具体的な連携の方法の協議を行うこと。

(2) 電子媒体による求人情報の提供

無料職業紹介事業を行う市町村等に対しては、当該市町村等の要望に応じ、従来
の「求人情報一覧」等のほか、次のとおり、求人者の同意を得てハローワークイン
ターネットサービスにおいて公共職業安定所の求職者以外にも公開されている求人
情報を電子媒体に格納したもの（以下「提供対象求人情報」という。）を提供するこ
ととしているので、無料職業紹介事業を行う市町村等の担当者に周知するとともに、
求人情報の効果的な提供に努めること。

ア 対象となる市町村等

提供対象求人情報の提供を受けることができる市町村等は、職業安定法（昭
和 22 年法律第 141 号）第 33 条の 4 の規定に基づく無料職業紹介事業の届出を
した地方公共団体（他の事業者に委託して無料職業紹介事業を行うものを含
む。）とする。

イ （略）

ウ 求人情報の提供

(ア) （略）

(イ) 提供の範囲

市町村等の無料職業紹介事業に必要となる求人者が所在する都道府県の区
域内の公共職業安定所で受理された求人のうち、求人者の同意を得てハロー
ワークインターネットサービスにおいて公共職業安定所の求職者以外にも公

開されているものに係る情報を提供する。

(ウ) (略)

エ (略)

オ 提供対象求人情報の利用に際しての留意事項

電子媒体による求人情報の提供は、市町村等が、無料職業紹介事業を行うに当たり、提供対象求人情報を自ら設置したパソコン等に入力することにより、提供対象求人情報を求職者が操作しやすい自己検索端末等で求職者に提供すること等を可能とすることを目的とするものであるが、無料職業紹介事業者として提供対象求人情報を利用するに当たっては、次に掲げる点に留意する必要があるので、市町村等に周知し、その徹底を図ること。

また、求人情報のメンテナンスを確実にを行うため、電子媒体による求人情報の提供の対象となっている市町村等に関する情報を各公共職業安定所で共有すること。

① 求人の受理

市町村等は、提供対象求人情報を利用して職業紹介を実施しようとするときは、あらかじめ、自ら求人者に連絡をとり、求人を受理しなければならないこと。

②～④ (略)

○ アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～(平成22年12月28日閣議決定)

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(1)～(2) (略)

(3) 公共職業安定所(ハローワーク)

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。(略)

図表Ⅱ-2-(1)-② 無料職業紹介事業を実施している地方公共団体における労働市場及び求人情報の情報源

区分	無料職業紹介事業	労働市場情報		安定所の求人情報		
		労働局等作成資料	独自分析	求人情報紙	電子媒体データ	ハローワークインターネット
北海道	1	0	1	0	0	0
宮城県	3	0	3	0	0	0
南三陸町	1	1	0	1	1	0
埼玉県	1	1	0	0	0	0
川越市	1	1	0	0	1	1
東京都	1	0	0	0	0	0
三鷹市	1	0	0	0	1	0
大阪府	3	0	2	0	0	1
大阪市	1	1	0	0	0	1
和泉市	1	1	0	1	1	1
広島県	1	1	1	1	0	0
香川県	2	2	0	2	2	2
高松市	2	0	0	2	0	2
福岡県	5	5	0	3	0	0
福岡市	3	3	0	3	0	2
15 団体	15 団体 27 事業	9 団体 16 事業	4 団体 7 事業	7 団体 13 事業	5 団体 6 事業	7 団体 10 事業

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-2-(1)-③ 地方公共団体における無料職業紹介事業の実績（平成21年度）

機関名・事業者名	職業紹介所名等	職業紹介実績									
		求人数			求職数			就職者数			
		常用求人数 [人] (A)	臨時求人数 [人 日]	日雇求人数 [人 日]	有効求職者数 [人]	新規求職 申込件数 [件] (B)	常用就職 件数 (C)	臨時就職 延数 [人 日]	日雇就職 延数位 [人日]	充足率 (C/A) [%]	就職率 (C/B) [%]
北海道	北海道立農業大学校無料職業紹介所	85	0	0	0	9	9	0	0	10.6	100.0
宮城県	宮城県地域医療医師登録紹介事業	96	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—
宮城県	宮城県OT・PT・ST無料職業紹介事業	74	104	0	8	12	2	0	0	2.7	16.7
宮城県	宮城県農業大学校無料職業紹介所	48	0	0	不明	不明	23	0	0	47.9	—
南三陸町	南三陸町無料職業紹介所	387	601	3	2,925	461	140	141	14	36.2	30.4
埼玉県	埼玉県若年者無料職業紹介所、埼玉県就業支援課無料職業紹介所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川崎市	川崎市無料職業紹介所、川崎市ひとり親家庭無料職業紹介所、川崎市生活保護無料職業紹介所、川崎市障害者就労支援センター	5	0	0	23	130	5	0	0	100.0	3.8
東京都	東京都しごとセンター（飯田橋）	0	0	0		159,973			10,285	—	—
三鷹市	わくわくサポート三鷹 （委託先であるNPO法人シニアSOHO普及サロン・三鷹の高齢者職業紹介実績）	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
				(2,373)	(3,087)	(759)			(130)	(5.5)	(17.1)
大阪府	大阪府環境農林水産総合研究所農業無料職業紹介所	80	0	0	18	12	9	1	0	11.3	75.0
大阪府	大阪府障がい者雇用促進センター無料職業紹介所	13	0	0	95	120	8	0	0	61.5	6.7
大阪府	JOBプラザOSAKA	不明	0	0	22,448	0	2,088	0	0	—	—
大阪府	しごと情報ひろば	5,369	0	0	3,576	5,242	1,211	0	0	22.6	23.1
和泉市	和泉市無料職業紹介センター	1,017	0	0	0	664	99	0	0	9.7	14.9
広島県	広島県無料職業紹介所雇用人材確保課、広島県無料職業紹介所東京ふるさと就職情報コーナー、広島県無料職業紹介所大阪ふるさと就職情報コーナー、広島県無料職業紹介所U・Iターン無料職業紹介コーナー	680	0	0	195	182	3	0	0	0.4	1.6
香川県	香川県人材Uターンセンター、香川県東京人材Uターンコーナー、香川県大阪人材Uターンコーナー	242	0	0	564	325	7	0	0	2.9	2.2
香川県	香川県医師育成キャリア支援センター	40	0	0	3	3	3	0	0	7.5	100.0
高松市	高松市無料職業紹介所	17	0	0	0	34	6	0	0	35.3	17.6
高松市	高松市ひとり親家庭無料職業紹介所	95	0	0	41	62	7	0	0	7.4	11.3
福岡県	福岡県求職者支援無料職業紹介所	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
福岡県	新雇用開発課無料職業紹介所（障害者雇用関連）	152	0	0	316	472	55	0	0	36.2	11.7
福岡県	福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課無料職業紹介所（子育て女性等関連）、労働者支援事務所子育て女性無料職業紹介所（県内4か所）	813	0	0	0	1,008	93	0	0	11.4	9.2
福岡県	保健福祉事務所生活保護受給者無料職業紹介所	1,966	18,055	0	477	468	131	0	202	6.7	28.0
福岡県	福岡県農林水産業無料職業紹介所	312	0	0	379	379	150	0	0	48.1	39.6
福岡市	福岡市中高年就業相談窓口	756	0	0	不明	不明	317	0	0	41.9	—
福岡市	ひとり親家庭無料職業紹介所	437	578	0	361	422	15	0	0	3.4	3.6
福岡市	各区保護課自立支援室	91	123	0	193	182	5	23	0	5.5	2.7

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表中、「不明」となっている欄は、事業を委託して実施している団体に係るものであり、必ずしも安定法第33条の4第1項の届出団体と同一の指標で実績把握していないことによる。
 3 「宮城県OT・PT・ST無料職業紹介所」のOTは「作業療法士」、PTは「理学療法士」、STは「言語聴覚士」を意味する。
 4 本表中、東京都しごとセンターの求職者数は利用者数に読み替えるものとする。
 5 「埼玉県若年者無料職業紹介所、埼玉県就業支援課無料職業紹介所」については、平成22年12月から届出による無料職業紹介事業が行われているものである。
 6 三鷹市の「わくわくサポート三鷹」（高齢者職業紹介）は、NPO法人シニアSOHO普及サロン・三鷹（事業許可番号13-ム-17001）に委託して実施されており、実績はすべてNPO法人の実績として計上（厚生労働省に対する報告上）されているものである。

図表 II-2-(1)-④ 地方公共団体における就業支援事業の実施状況及び労働局等による支援状況（平成21年度）（単位：事業）

事業内容別内訳（調査対象：就業支援事業を実施している41団体324事業）																	
区分	相談・カウンセリング	面接会	説明会	職業紹介	マッチング	助成事業	求人・求職情報の提供	求人開拓	協議会等実施・支援	雇用開発	人材確保・人材育成	就業環境改善	総合的就職支援	講師派遣	セミナー・講演会・研修・訓練	労働市場分析	その他
事業数	79	43	19	10	4	17	15	6	10	33	13	3	6	2	85	4	51
支援・協力内容別内訳（調査対象：労働局等の支援・協力がある39団体257事業）																	
区分	求人情報提供	求人開拓	事業所情報提供	雇用状況提供	雇用状況提供	その他情報提供	職業相談・紹介	職員派遣	利用者の(相互)誘導	周知・広報	各種事務	イベント開催に係る総合調整	その他				
事業数	33	6	2	7	12	26	28	3	68	6	9	136					

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-2-(1)-⑤ 無料職業紹介事業を実施している地方公共団体における電子媒体等による求人情報の活用状況

区分	求人情報の活用内容
東京都（委託事業）	<p>東京しごとセンター（東京都が財団法人東京しごと財団に委託して実施している就業支援事業の拠点）では、飯田橋安定所のシニアコーナー（専門援助第3部門）から定期的に求人情報の提供を受け、同じく東京都の高齢者向けの就業支援事業であるアクティブシニア事業を実施（地方公共団体が民間職業紹介事業者に委託）する民間職業紹介事業者（12拠点）に提供している。</p> <p>情報提供を受けた民間職業紹介事業者は、必要に応じて、当該求人情報を基に求人開拓を実施し、紹介を実施している。</p>
大阪府和泉市（自主事業）	<p>毎月3回、泉大津安定所から、同安定所の求人誌「求人情報【泉大津市・和泉市・高石市・忠岡町】」の提供を受けており、同誌を求職者に提供。また、和泉市では、同安定所から提供された同安定所作成の求人情報データを Access で加工し、求人開拓の参考資料として用いている。</p>
広島県（自主事業）	<p>求人情報誌に掲載された求人について、県の紹介所への登録を要請する資料として利用している。</p>
高松市（自主事業）	<p>高松安定所のしごとプラザ高松から「子育て支援求人情報」（毎週発行）が提供され、本職業紹介所に備え付けている。当該求人情報に掲載されている求人者に連絡を取り、本職業紹介所への求人申込みを依頼する場合もある。</p>

（注）当省の調査結果による。（川越市を除く）